

(陳受22第37号)

地域福祉の推進と社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会の事務所確保に関する陳情

受理年月日

平成22年12月 1 日

陳 情 者

陳 情 の 要 旨

少子高齢化が進む厳しい状況の中で「福祉のまち武蔵野」を市と市民が協働して実現させるためには、その推進役たる社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会（市民社協）が、あるべき地域福祉の将来像に沿った事業展開をすべきであり、そのためには、事業推進に専念できる確固たる足場が必要不可欠です。

来年4月に市民社協と財団法人武蔵野市福祉公社の事務所が移転する吉祥寺北町1-9-1の賃貸物件は、大会議室を設置するスペースすらなく、職員にもさまざまな不自由を強いる、現在の事務所の耐震上の課題に対処するための一時的な仮移転先にすぎません。

事務所移転検証委員会に市民から提出された要望書は「武蔵野市の福祉向上のために、市は、両法人に長期的に安定した良好な環境を積極的に提供すべき」との趣旨でした。

市民社協を市の中央エリアに位置する市の所有地へ移転させるか否かという選択は、そのまま市の福祉への取り組みの姿勢と、福祉にかかわる市民ボランティアの貢献に対する評価と期待度をあらわすものであり、地域福祉の興廃に直結する大事であります。

以上の趣旨から、これからの地域福祉の推進について、市・市民社協・市民の3者がともに取り組むために、市が市民社協に対し、市の中央エリアに位置する、旧中央図書館跡地を初めとする市の所有する土地または建物の一部を提供し、長期的に安定した事務所の確保をできる限り速やかに実現させることを求めます。